

野木町告示第35号

野木町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱を次のように定め、令和4年4月1日から適用する。

令和4年3月11日

野木町長 真瀬 宏子

野木町パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、野木町人権施策推進基本計画の理念に基づき、町民一人ひとりが互いに人権を尊重し、多様な生き方や価値観を認め合い、全ての人々が自分らしく生きることができる社会の実現を目指して、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 性的少数者 性的指向、性自認その他性のあり方について少数である者をいう。
- (2) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的及び物理的かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的少数者である2人の関係をいう。
- (3) 宣誓 パートナーシップの関係にある者同士が、町長に対し、双方が互いのパートナーであることを誓うことをいう。

(宣誓の対象者の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 宣誓をしようとする日において、双方が民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年であること。
- (2) 住所について、次の各号のいずれかに該当すること。
 - ア 双方が本町に住所を有していること。
 - イ 一方が本町に住所を有し、他方が宣誓しようとする日から1カ月以内に本町へ転入を予定していること。
 - ウ 双方が宣誓をしようとする日から1カ月以内に本町へ転入を予定していること。

- (3) 双方に配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻と同様の関係にある者を含む。）がないこと。
- (4) 双方が宣誓をしようとする相手のほかにパートナーシップの関係にある者がいないこと。
- (5) 双方の関係が民法第734条の規定による近親者間の婚姻の禁止又は第735条の規定による直系姻族間の婚姻の禁止により、婚姻することができないとされている者同士でないこと。

（宣誓の方法）

第4条 宣誓をしようとする者は、職員の面前において野木町パートナーシップ宣誓書（別記様式第1号。以下「宣誓書」という。）に自ら記入し、次に掲げる書類を添えて町長に提出するものとする。ただし、自ら記入することができないと町長が認めるときは、これを代筆させることができる。

- (1) 住民票の写し又は住民票記載事項証明書（宣誓日前3カ月以内に発行されたものに限る。）
 - (2) 戸籍謄本（戸籍全部事項証明書）、婚姻要件具備証明書その他現に婚姻をしていないことを証する書類（宣誓日前3カ月以内に発行されたものに限る。）
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の規定により宣誓書を提出した者が本人であることを確認するため、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。
- (1) 個人番号カード
 - (2) 旅券
 - (3) 運転免許証
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等であって、本人の顔写真が貼付けされたもの
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が適当と認める書類
- 3 第3条第2号に規定する本町に転入予定である者は、宣誓をした日から1カ月以内に、住民票の写し等本町へ転入を証明できる書類を町長に提出するものとする。

（通称名の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和その他で町長が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名と併せて通称名を使用することができる。

- 2 前項により通称名の使用を希望する場合は、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類を提出するものとする。

（証明書及び証明カードの交付）

第6条 町長は、第4条第1項の規定により宣誓書を提出した者（以下「宣誓者」

という。)が第3条に掲げる要件を満たしていると認めるときは、野木町パートナーシップ宣誓証明書(別記様式第2号。以下「証明書」という。)及び野木町パートナーシップ宣誓証明カード(別記様式第3号。以下「証明カード」という。)に宣誓書の写しを添えて交付するものとする。ただし、本町に住所を有していない2人が宣誓した場合においては、第4条第3項に定める書類の提出後に証明書及び証明カードに宣誓書の写しを添えて交付するものとする。

- 2 前条の規定により通称名を使用したときは、当該通称名と戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合は、これに準ずるもの)を証明書及び証明カードに記載するものとする。

(証明書等の再交付)

第7条 前条の規定により証明書及び証明カード(以下「証明書等」という。)の交付を受けた宣誓者は、当該証明書等を紛失、毀損又は汚損したときは、野木町パートナーシップ宣誓証明書等再交付申請書(別記様式第4号。以下「再交付申請書」という。)を町長に提出し、証明書等の再交付を申請することができる。

- 2 町長は、前項の規定により再交付申請書の提出を受けたときは、証明書等を再交付するものとする。この場合において宣誓者は毀損又は汚損した証明書等を添付しなければならない。
- 3 宣誓者は、証明書等を紛失したことを理由に証明書等の再交付を受けた場合において、その紛失した証明書等を発見したときは、速やかに、その発見した証明書等を、町長に返還しなければならない。

(変更の届出等)

第8条 宣誓者は、宣誓書の記載した内容に変更が生じたときは、速やかに、野木町パートナーシップ宣誓書記載内容変更届(別記様式第5号)に、証明書等及びその変更に係る事実を確認できる書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前項による申請があったときは、変更内容を確認した後に、変更後の内容を記載した証明書等を交付するものとする。この場合において、第4条の規定を準用する。

(証明書等の返還)

第9条 宣誓者は次の各号のいずれかに該当するときは、野木町パートナーシップ宣誓証明書等返還届(別記様式第6号。以下「証明書返還届」という。)に証明書等を添えて、町長に提出しなければならない。ただし、第2号に該当する場合は証明書返還届を提出するものとし、証明書等の返還は求めないものとする。

- (1) 宣誓者双方の意思により、パートナーシップが解消されたとき。
 - (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
 - (3) 宣誓者の双方又は一方が町外に転出したとき。
 - (4) 第3条各号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (無効となる宣誓)

第10条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は無効とする。ただし、第3号又は第4号に該当する場合は、当該各号の規定に違反する事由の発生後に限り、無効とする。

- (1) パートナーシップを形成する意思がない者による宣誓。
- (2) 宣誓書等の内容に虚偽があったとき。
- (3) 第3条各号の規定に反しているとき。
- (4) 第4条第3項の規定に反して、本町へ転入を証明する書類を提出しないとき。

2 町長は、無効な宣誓に係る宣誓者に対して交付した証明書等がある場合は、当該宣誓者に対し、その返還を求めるものとする。

3 町長は、必要があると認めるときは、無効とした証明書の番号を公表することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。